

菊池広域連合職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法並びに菊池広域連合職員懲戒取扱規程に基づき職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

本件につきまして、住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 職員の処分

項目	内容
処分を受けた職員	菊池広域連合消防本部警防課に勤務する男性主事（28歳）
事案の概要	処分対象職員は、平成24年12月頃から平成25年3月まで及び平成26年4月から平成28年2月までの期間において、同じ所属に勤務する同僚主事に対し、業務の休憩時間において通常の量を逸脱した食事を強要した。目撃した同僚や上司が注意するが、その行為は非番日や週休日にわたって個別に呼び出して行われ、更に「ぶた」「死ね」など人格を否定するような暴言や無料通信アプリの『LINE』での中傷を繰り返し行った。
処分の内容	停職（1月）
処分の理由	パワーハラスメント行為は、職場内の秩序を乱し、服務規律や職員の士気の低下など組織全体に与える影響は非常に大きく、消防職員の信用を失墜させるものである。 よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに菊池広域連合職員懲戒取扱規程に基づき処分を行った。
処分年月日	平成29年3月24日

2 上記事案の管理監督責任に伴う処分

上記事案に対し管理監督する立場の上司として、再び不祥事を発生させないためにも、今まで以上に職員教育を実施し改めて厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期する必要があります。

今回の事案に対する監督責任は重大であることから、それぞれの職責に応じて懲戒処分に準ずる措置を行うこととしました。

(1) 処分を受けた職員及び処分の内容

処分を受けた職員	処分の内容
消防本部消防長	文書訓告
消防本部総務課長	文書訓告
消防本部予防課長	文書訓告
消防本部警防課長	嚴重注意
消防本部予防課課長補佐	嚴重注意
消防本部予防課主幹	嚴重注意

(2) 処分年月日

平成29年3月24日

3 今後の再発防止策

今回、当連合職員の行為により、職場内の秩序を乱しサービス規律や職員の士気の低下など組織全体に与える影響は非常に大きく、また、地域住民の信用を失墜させる行為は社会的にも大きな影響を与える結果となりました。

今後の再発防止策として、サービス規律の確保を徹底するため文書による綱紀粛正の保持を図り、各種ハラスメント研修を実施し、公務員倫理を再認識し再発防止に努めます。住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

誠に申し訳ありませんでした。

菊池広域連合消防本部 消防長 谷富 純一

4 担当部署

菊池広域連合消防本部 総務課

担当者 村上

T E L 0 9 6 - 2 3 2 - 9 3 4 0

F A X 0 9 6 - 2 3 2 - 9 3 3 3